

被害青少年支援センター(通称：青少年SOSセンター)の
「ボランティア相談員」新規登録について

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

青少年SOSセンターは、39歳までの青少年及びその保護者を対象とした、365日24時間体制の相談機関で、電話、メール、FAX及び面談での相談を行っています。

24時間体制による対応ですが、9時～20時まではセンターで対応し、それ以降翌朝9時まではレギュラー相談員が携帯電話転送による対応をしています。

センターに常時2名配置するため、9時～13時と16時～20時は、ボランティア相談員に活動していただいています。

ボランティア相談員の活動内容等は下記のとおりです。ボランティア相談員への登録を御希望される場合は、下記3により申込書を御提出ください。

1 ボランティア相談員の活動期間と活動内容・活動場所等

- ・任期：1年(毎年4月1日から翌年3月31日まで)

ただし、年度途中に採用した場合の任期は当該年度末まで。

※御希望に応じて、年度毎に登録の更新をさせていただきます。

- ・活動内容：青少年の様々な悩み等に関する相談活動
- ・活動場所：岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 青少年SOSセンター
- ・守秘義務：全ての相談内容に関わる秘密の厳守(公務員の守秘義務に準ずるものとし、相談員を辞した後についても、守秘義務があります。)
- ・募集要件：資格等は必ずしも必要ではないが、相談業務や青少年育成に係る活動等の経験があることが望ましい。

2 活動条件

- ・活動時間：午前9時から午後1時まで、又は午後4時から午後8時までの4時間
- ・相談体制：レギュラー相談員1名との2人体制
- ・活動日：活動日については、3ヶ月分まとめて希望調査をし、青少年SOSセンター長が調整した上で、勤務割り振りの通知を送付します。
- ・勤務回数：月ごとの活動回数は、月1回～8回と人により様々です。勤務可能な日数をお知らせいただければ、御希望に合わせて調整いたします。
- ・謝礼：交通費込みで1回の活動につき、2,000円(所得税控除前)

3 ボランティア相談員申込書の提出方法 ※郵送または電子メールにて御提出願います。

- ・提出先：岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 青少年SOSセンター担当者
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL：(058)272-8238(直通)
E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

4 面談について

- ・申込書提出後に面談を行います。日時や会場については、後日連絡いたします。